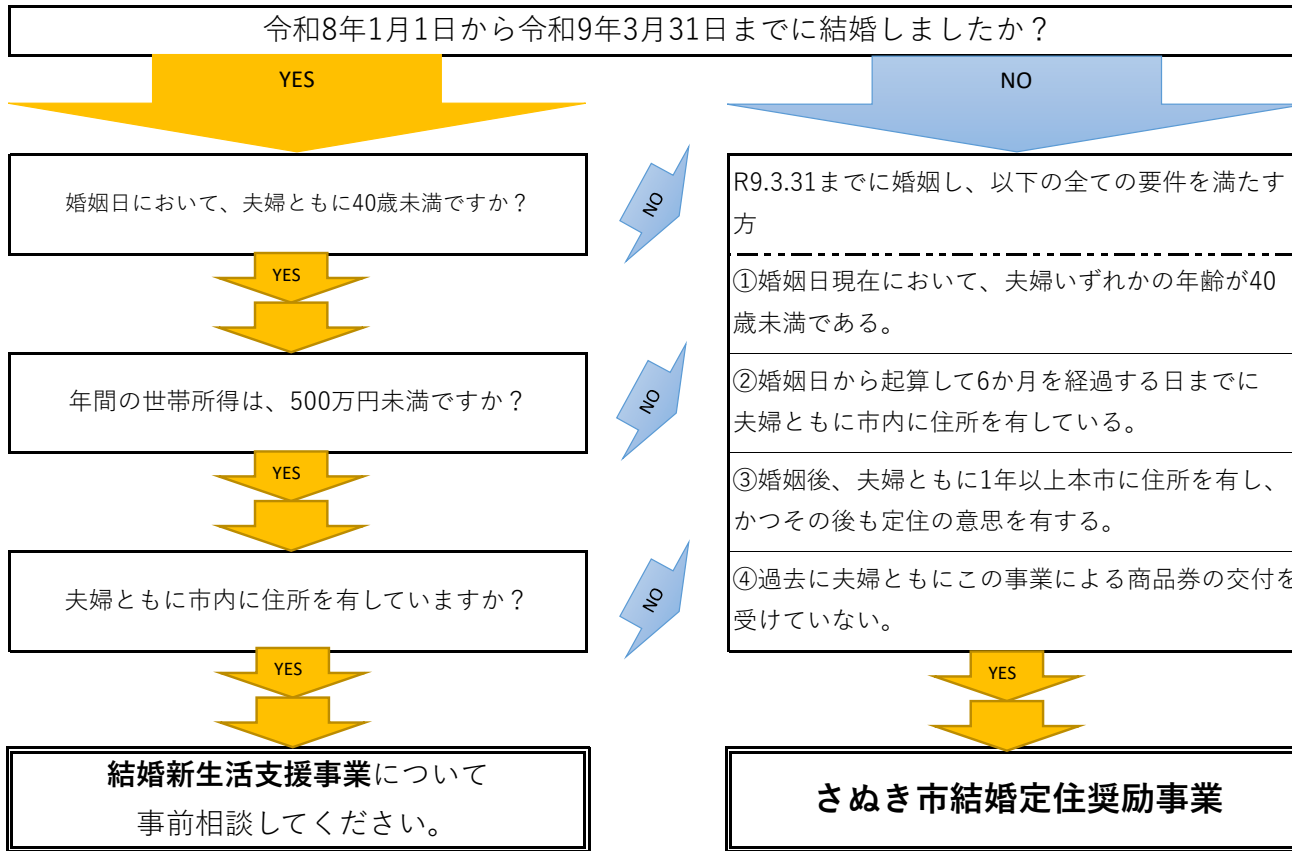


結婚支援制度フローチャート



○対象経費：結婚を機に発生し、R8.4.1～R9.3.31に夫婦が支払を完了したもの

- ・住宅賃借費用
(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料)
- ・婚姻に伴う引越し費用

○補助額：夫婦ともに30歳未満の世帯：上限60万円
それ以外の世帯：上限30万円

○さぬき市商品券 10万円

注意点

- ①全てにおいて、市税等の滞納がないことが要件となります。
- ②概要のみ記載しているのので、詳しくは事前相談の際、ご確認ください。
- ③結婚新生活支援事業と結婚定住奨励事業において、両方申請することはできません。
- ④他の移住・定住支援制度※を利用しているまたは利用予定の方（夫婦と同一世帯の方を含む）は、その旨を必ず相談してください。

※移住・定住支援制度

- ◆さぬき市東京圏UJターン移住支援事業補助金
- ◆さぬき暮らし【若者世代・学生】応援補助金
- ◆移住促進家賃等補助金
(対象：R5.3末までに県外から転入された方)